

## 船舶事故調査報告書

平成24年8月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年8月17日（水） 13時00分ごろ
発生場所	静岡県浜名湖 静岡県浜松市所在の舞阪灯台から真方位320° 6.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 45.6′ 東経137° 31.8′）
事故調査の経過	平成23年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート <sup>エイエスケイ</sup> A S K、5トン未満 232-34639静岡、個人所有 4.48m（Lr）×2.28m×0.95m、FRP ガソリン機関2基、179.46kW（合計）、平成17年5月19日 B 水上オートバイ <sup>ブルーダイヤモンド</sup> Blue Diamond、0.2トン 242-30135静岡、個人所有 2.85m（Lr）×1.10m×0.47m、FRP ガソリン機関、154.50kW、平成21年8月7日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 54歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年10月13日 免許証交付日 平成18年11月20日 （平成24年10月12日まで有効） B 船長B 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年7月28日 免許証交付日 平成23年8月9日 （平成28年8月8日まで有効）
死傷者等	A なし B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 船首部に破損及び擦過傷 B 左舷中央部に破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者A <sub>1</sub> 、同乗者A <sub>2</sub> 及び同乗者A <sub>3</sub> の3人を乗せ、平成23年8月17日12時55分ごろ、ウェイクボードを楽しむため、知人が操縦する水上オートバイ5台と共にマリーナを出航したが、間もなく、船長Aが機関の不調を認めた。 船長Aは、船首を南に向けて機関を中立として漂泊し、同乗者A <sub>1</sub> が、チ

	<p>ヨークや電気系統を点検していた。</p> <p>船長Aは、左舷前方の座席に座っていた同乗者A<sub>2</sub>の声で船首方向から接近するB船に気付き、衝突を回避しようとして右舵を一杯に取り、スロットルを上げ、身体を伏せた直後の13時00分ごろ、舞阪灯台北西方沖6.4M付近において、A船の船首部とB船の左舷中央部が衝突した。</p> <p>A船船首側に座っていた同乗者A<sub>2</sub>及び同乗者A<sub>3</sub>は、衝突により落水した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗船し、前方を向いた姿勢で操縦して北進中、A船と衝突して落水した。</p> <p>落水した船長Bは、A船の乗船者等によりA船に救助され、病院に搬送されたが、心破裂により死亡した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 1.5m</p>								
その他の事項	<p>A船は、一週間前に船舶所有者が操船中、部品の脱落により浸水して機関が冠水し、マリーナの担当者によって整備されていた。本事故当日の午前中にも機関が不調となり、部品を交換していた。</p> <p>A船は、本事故発生6日後のメーカーの確認によれば、機関に不調は認められなかった。</p> <p>衝突後B船のエンジンは停止していた。</p> <p>B船のデータロガーは、エンジンが停止してから7.8秒前まで6秒間隔でエンジンの回転数毎分（rpm）を記録する機構であり、6秒前が3,650rpm、1.2秒前が7,700rpmであった。</p> <p>船長Bは、事故発生当日の11時31分ごろマリーナにおいて、B船の保管料の支払いを行っていた。</p> <p>B船は、事故発生翌日のメーカーの確認によれば、各種電子制御センサーなどに異常はなかった。</p> <p>A船及びB船は、共に同一のマリーナに所属していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B 不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B 不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、浜名湖の北西水域において漂泊中、船長Aが、船首方向に接近したB船に気付き、衝突を回避しようとして右舵を一杯に取り、スロットルを上げたが、その直後、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、衝突の直前に減速した可能性があると考えられるが、船長Bが、死亡したため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、心破裂であった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B 不明	船体・機関等の関与	A なし、B 不明	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、浜名湖の北西水域において漂泊中、船長Aが、船首方向に接近したB船に気付き、衝突を回避しようとして右舵を一杯に取り、スロットルを上げたが、その直後、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、衝突の直前に減速した可能性があると考えられるが、船長Bが、死亡したため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、心破裂であった。</p>
乗組員等の関与	A あり、B 不明								
船体・機関等の関与	A なし、B 不明								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、浜名湖の北西水域において漂泊中、船長Aが、船首方向に接近したB船に気付き、衝突を回避しようとして右舵を一杯に取り、スロットルを上げたが、その直後、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、衝突の直前に減速した可能性があると考えられるが、船長Bが、死亡したため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、心破裂であった。</p>								
原因	<p>本事故は、浜名湖の北西水域において、A船が漂泊中、B船が北進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漂泊中も周囲の見張りを行うこと。</li> </ul>								